

# コロナ禍 インフルエンザの流行を防ぎましょう

令和2年度限定 インフルエンザ予防接種費用一部助成の対象年齢を拡充します

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を防ぐため、多くの町民の皆さんにインフルエンザの予防接種を受けていただけるよう、今年度に限り助成対象年齢を拡充し、生後6カ月から1歳未満と、高校生から65歳未満の方にも費用の一部を助成します。この機会に予防接種を受け、医療現場の負担軽減にご協力をお願いします。65歳以上の方は早めに接種しましょう。

## ○インフルエンザとは

インフルエンザは、ウイルスに感染することによって起こります。インフルエンザにかかった人が、せきやくしゃみなどをするとウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによってインフルエンザに感染します。

通常、インフルエンザの流行は初冬から春先にみられます。インフルエンザの流行が始まると普通のかぜとは異なり、短時間に膨大な人を巻き込んでしまいます。また、65歳以上の高齢者や慢性疾患患者は、死亡率が高くなる傾向にあります。

## ○インフルエンザワクチンの効果は？

ワクチン接種をすることで、発症そのものを完全に防ぐことはできませんが、罹患しても症状の重症化を抑えることができ、合併症を併発することによる死亡リスク

が抑えられます。

## 〈予防接種費用助成制度〉

▼対象 町に住民登録がある、生後6カ月以上の方

## ▼助成金額

○生後6カ月～小学生(2回接種) 1回につき上限 2,200円

○中学生～65歳未満 1回のみ上限 2,200円

○65歳以上 1回のみ上限 4,400円

## ▼接種費用

○生後6カ月～65歳未満

那須町、大田原市、那須塩原市の契約医療機関で接種した場合は、接種費用から助成金額を差し引いた金額を窓口でお支払いください。

## ○65歳以上

那須町、大田原市、那須塩原市の契約医療機関または栃木県内相互乗り入れ事業に加入する医療機関で接種した場合は無料。  
※契約医療機関以外や県外の医療機関で接種した方は、後日、助成申請書の提出が必要です。

## ▼接種期間

10月1日～令和3年2月28日

## ▼問合せ 保健センター

☎ 5858



## LINE公式アカウント 「栃木県・新型コロナ対策 パーソナルサポート」

県内の新型コロナウイルス感染症に関連する最新情報をお届けします。

▼利用方法 「栃木県・新型コロナ対策パーソナルサポート」を友だち登録してください。  
※友だち登録するためには、コードをスマートフォン等で読み取ってください。



## 厚生労働省 「新型コロナウィルス 接触確認アプリ(COCoA)」

COCoA(ココア)は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受け取ることができるスマートフォンアプリです。自分を守り、大切な人を守り、地域と社会を守るために、接触確認アプリをインストールしましょう。

▼インストール方法 「厚生省接触確認アプリ」で検索して、インストールしてください。

## 新型コロナウイルス感染症に係る中小事業者等に対する固定資産税の軽減のお知らせ

新型コロナウイルス感染症と、そのまん延防止のための措置の影響等により、厳しい経営環境にある中小企業者等に対して、令和3年度課税分の固定資産税を軽減します。

## ▼対象者 町内に資産を有する中小事業者等

▼軽減の要件・内容 令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入が、前年の同期間と比較して30%以上50%未満減少している場合は、

2分の1軽減、50%以上減少している場合は全額軽減  
▼対象資産 償却資産と事業用家屋  
▼注意事項 事前に認定経営革新等支援機関等に確認依頼をする必要があります。

## ▼申告期間

令和3年1月～2月1日

※詳しい申告方法等は、町ホームページをご確認ください。

## ▼問合せ 税務課資産係

☎ 6905